

米の放射性物質緊急調査の今後の進め方について

平成23年12月28日

水田畑作課

1 調査の目的

本県産米の安全性を再確認するため緊急調査を実施してきたところであるが、これまでの調査で得られた知見を踏まえ、今後は次により調査を行う。

2 これまでの緊急調査結果で今後の調査に反映すべき事項

これまでに、福島市旧小国村及び特定避難勧奨地点等が存在する地域等において、約1万件の調査が終了し、その結果は以下のとおり。

- (1) うるち米ともち米は、ほ場が異なることなどから、放射性セシウム濃度がかなり違う場合があった。
- (2) 機械乾燥をしている農家で、 $200\text{Bq}/\text{kg}$ 以下の米がある農家では、暫定規制値を超える米はなかった。
- (3) 暫定規制値を超える玄米は、空間放射線量が $1.4\mu\text{Sv}/\text{hr}$ 以上の地域に限られる。
- (4) 自然乾燥をしている農家の米は、機械乾燥の農家の米より放射性セシウム濃度のばらつきが大きく、調査の際に異なる対応が必要と考えられた。

3 今後の緊急調査の実施方法

- (1) 全戸調査（1戸1検体）を実施する。
なお、うるち米ともち米は、別に検体を採取する。
- (2) これまでの緊急調査結果を反映させ、追加調査を実施する。
 - ① $200\text{Bq}/\text{kg}$ を超えた場合には、全袋検査を実施する。
 - ② 空間放射線量が $1.0\mu\text{Sv}/\text{hr}$ 以上の地域において、自然乾燥の農家で $100\text{Bq}/\text{kg}$ を超えた場合には、全袋調査を実施する。

4 緊急調査の実施予定

- (1) 調査は、平成24年1月末日までの終了を目途に進めて行く。
- (2) 調査予定数：3万6千点

5 緊急調査に伴う措置

緊急調査が終了するまでの間、調査対象地域の米穀の出荷を見合わせてもらう。また、緊急調査期間中に出荷する場合は、生産者ごとに自主検査を行い、不検出の場合に出荷可能とする。